

議案第 77 号

八広地域プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

八広地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、八広地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
八広地域プラザ	東京都墨田区八広五丁目 23 番 1 5 号 一般社団法人吾孺の里 理事長 本多 清司	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日ま で

（提案理由）

八広地域プラザの指定管理者を指定する必要がある。